

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>名称 システム利用規定</p>	<p>名称 システム利用規定 首都圏エリア</p>	<p>名称 電力提供サービス利用契約約款</p>
<p>はじめに 本システム利用規定は、当社がマンション（集合住宅）の入居者の皆様に当社の受変電システムを介して、電力をご提供するために必要な事項を定めたものです。なお、本システム利用規定は、当社が必要により変更する場合があります。</p>	<p>はじめに 本システム利用規定は、当社がマンション（集合住宅）の入居者の皆様に当社の受変電システムを介して、電力をご提供するために必要な事項を定めたものです。なお、本システム利用規定は、当社が必要により変更する場合があります。 なお、本システム利用規定は首都圏エリアのLLプランを適用するマンションに限り適用いたします。</p>	<p>第1章. 総則 当社は、当社が建物所有者または管理組合等（以下「建物代表者」といいます。）と締結した電力提供サービスに関する契約（以下「原契約」といいます。）の対象とした建物（以下「対象建物」といいます。）において、当社の受変電システムを介することにより電力提供サービス（以下「本サービス」といいます。）を一括して提供いたします。 お客さまが本サービスを利用するための料金その他の利用条件につきましては、この電力提供サービス利用契約約款（以下「本約款」といいます。）によります。 なお、本約款によらず、原契約にもとづき対象建物ごとに料金その他の利用条件に関する契約を締結している場合には、本約款の別表1-1（契約種別および料金）に代えて当該契約の内容が適用されるものとし、その他の条件については本約款が適用されるものとしします。</p> <p>第1条 本約款の変更 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、本サービスの利用その他の利用条件は変更後の本約款によります。 変更後の本約款については当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本約款の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページ等に開示した時点で効力を生じるものといたします。</p> <p>第2条 定義 次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。 (3) 電灯需要（電灯および小型機器） 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）の電灯および、主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器である小型機器（ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。）をいいます。 (4) 動力 電灯需要（電灯および小型機器）以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。 (7) 電流制限器等 契約上設定されるしゃ断器等であって、定格電流を上回る電流に対して回路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (8) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とし (9) 契約容量 契約上使用できる最大負荷容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、当社指定の計量器（電力量計等）により計量される値をいいます。 (12) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 (13) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 <p>第3条 単位および端数処理</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>第1章 契約の申し込み</p> <p>第1条 契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たにシステム利用契約を希望される場合は、あらかじめこのシステム利用規定を承認のうえ、当社所定の様式によって申し込みをして頂きます。</p> <p>(2) 共用設備における契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただき、当社との協議のうえ決定致します。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文章により申し出ていただきます。</p> <p>第2条 システム利用契約の成立と契約期間</p> <p>(1) システム利用の契約は、所定の申込書により申込まれ、当社が受領したことにより成立するものといたします。</p> <p>(2) 契約期間は次によります。</p> <p>イ. 契約期間は、システム利用契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ. 契約期間満了に先だってシステム利用契約の消滅がない場合、システム利用契約は、契約期間満了後も1年毎に同じ内容で継続されるものといたします。</p> <p>第3条 需要場所</p> <p>マンション（集合住宅）内にある各住居を1需要場所、また共有する部分を原則として1需要場所といたします。</p>	<p>第1章 契約の申し込み</p> <p>第1条 契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たにシステム利用契約を希望される場合は、あらかじめこのシステム利用規定を承認のうえ、当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 共用設備における契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出いただき、当社との協議のうえ決定致します。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文章により申し出ていただきます。</p> <p>第2条 システム利用契約の成立と契約期間</p> <p>(1) システム利用の契約は、所定の申込書により申込まれ、当社が受領したことにより成立するものといたします。</p> <p>(2) 契約期間は次によります。</p> <p>イ. 契約期間は、システム利用契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ. 契約期間満了に先だってシステム利用契約の消滅がない場合、システム利用契約は、契約期間満了後も1年毎に同じ内容で継続されるものといたします。</p> <p>第3条 需要場所</p> <p>マンション（集合住宅）内にある各住居を1需要場所、また共有する部分を原則として1需要場所といたします。</p>	<p>本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>第4条 実施細目</p> <p>本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>第2章 契約の申込み</p> <p>第5条 契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが第7条（需要場所）の需要場所において新たに本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本約款を承諾されたうえで当社所定の「電力提供サービス」システム利用申込書（以下「申込書」といいます。）によって申込みをしていただきます。</p> <p>(2) 共用設備における契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、各契約種別毎の算定方法に準じて算定される値をお客さまから申し出いただき、当社との協議のうえ決定いたします。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>第6条 システム利用契約の成立と契約期間</p> <p>(1) システム利用契約（以下「本契約」といいます。）は、申込書により申込みいただき、当社が承諾したときに成立するものといたします。</p> <p>(2) 契約期間は次によります。</p> <p>イ. 契約期間は、第11条（料金の適用開始の時期）（1）に定める料金適用開始の日から翌年同日の前日までといたします。</p> <p>ロ. 契約期間満了に先だって本契約の消滅または変更がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ. イ.およびロ.にかかわらず原契約が解約された場合は、本契約は消滅します。</p> <p>第7条 需要場所</p> <p>需要場所は、当社が承諾した場合を除き、次によります。</p> <p>(1) 居住用の対象建物の場合 対象建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所といたします。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>イ. 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されること。</p> <p>ロ. 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）																																
<p>第4条 システム利用契約の単位 原則として、各住居、共用設備ごとに契約を結びます。</p> <p>第2章. 契約メニューおよび料金</p> <p>第5条 契約メニュー 契約メニューは、各電力会社が規定する契約メニューに準じるものとし、以下にその一例を示します。</p> <table border="1" data-bbox="154 961 543 1144"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>契約メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電灯利用</td> <td>従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>各種割引メニュー</td> </tr> <tr> <td>電力利用</td> <td>低圧電力</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	契約メニュー	電灯利用	従量電灯A	従量電灯B	各種割引メニュー	電力利用	低圧電力	<p>第4条 システム利用契約の単位 原則として、各住居、共用設備ごとに契約を結びます。</p> <p>第2章. 契約メニューおよび料金</p> <p>第5条 契約メニュー</p> <p>(1) 契約種別</p> <p>契約種別は以下の表によります。</p> <table border="1" data-bbox="1050 961 1427 1144"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電灯需要</td> <td colspan="2">LLプラン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量電灯</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td colspan="2">低圧電力</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社がLLプランを指定したマンションについては、住戸部分の初期契約はLLプランといたします。</p> <p>(2) LLプラン</p> <p>イ 適用範囲 当社が指定したマンションの住戸部分のお客様、および住戸部分以外の契約容量が6キロボルトアンペア以下の当社が認めた電灯需要に限り適用します。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流 LLプランでは、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の取り付けをせず、契約電流を定めません。</p> <p>ニ 料金</p>	需要区分	契約種別		電灯需要	LLプラン		従量電灯	B	C	電力需要	低圧電力		<p>ハ. 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための施設等）を有すること。</p> <p>(2) 居住用以外の対象建物の場合 対象建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共有する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所といたします。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。</p> <p>(3) 居住用部分と居住用以外の部分からなる対象建物の場合 対象建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、住居と店舗等からなる対象建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている対象建物の場合は、居住用部分に限り(1)に準ずるものといたします。</p> <p>第8条 システム利用契約の単位 当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1契約を結びます。また、第7条（需要場所）(2) (3)において、電灯需要と動力需要などあわせて使用する需要においても、電灯需要のうち1契約種別と低圧電力などそれぞれを1契約として結びます。</p> <p>第3章. 契約メニューおよび料金</p> <p>第9条 契約メニュー</p> <p>(1) 契約種別</p> <p>契約種別は以下の表によります。</p> <table border="1" data-bbox="1819 961 2306 1144"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電灯需要</td> <td colspan="2">LLプラン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従量電灯</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td colspan="2">低圧電力</td> </tr> </tbody> </table> <p>LLプランの対象建物においては、住戸部分の初期契約はLLプランとなります。</p> <p>(2) LLプラン</p> <p>イ. 適用範囲 当社が指定した対象建物の住戸部分のお客さま、および住戸部分以外の契約容量が6キロボルトアンペア以下の当社が認めた電灯需要に限り適用します。</p> <p>ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ（西日本エリアについては60ヘルツ）といたします。</p> <p>ハ. 契約電流 LLプランでは、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）の取り付けをせず、契約電流を定めません。</p> <p>ニ. 料金</p>	需要区分	契約種別		電灯需要	LLプラン		従量電灯	B	C	電力需要	低圧電力	
利用区分	契約メニュー																																	
電灯利用	従量電灯A																																	
	従量電灯B																																	
	各種割引メニュー																																	
電力利用	低圧電力																																	
需要区分	契約種別																																	
電灯需要	LLプラン																																	
	従量電灯	B																																
		C																																
電力需要	低圧電力																																	
需要区分	契約種別																																	
電灯需要	LLプラン																																	
	従量電灯	B																																
		C																																
電力需要	低圧電力																																	

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
	<p>料金は、基本料金及び電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需要場所が存在する地域を管轄する一般電気事業者（以下「電力会社」といいます）が算定した燃料調整額を差し引きもしくは、加えたものといたします。また、選択約款については、電化厨房住宅契約をのぞき電力会社の規定に準じて適用いたします。</p> <p>（イ）基本料金 基本料金は、1月につき電力会社が規定する従量電灯Bの契約電流40アンペア相当額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>（ロ）電力量料金 電力量料金は、1月につき電力会社が規定する従量電灯Bの電力量料金算定方法に順じ、使用電力量によって算定いたします。</p> <p>（3）従量電灯および低圧電力 イ 適用範囲 住戸部分についてはLLプランの適用を希望されないお客様、共用部分については電灯需要及び電力需要それぞれに適用いたします。なお、契約電流が60アンペア以下の場合には従量電灯Bを、60アンペアをこえる場合には従量電灯Cとして適用いたします。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、従量電灯にあつては交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、低圧電圧にあつては交流三相3線式標準電圧200ボルトといたします。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流、契約容量ならびに契約電力 （イ）従量電灯Bの契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。この場合、当社は契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限されている場合等、契約をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は電流制限器等を取り付けないことがあります。</p> <p>（ロ）従量電灯Cの契約容量は、契約負荷設備をあらかじめ設定していただいたうえで、電力会社の規定に準じて算定いたします。</p>	<p>料金は、別表1-1（契約種別および料金）その1月の基本料金、電力量料金および別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整額）を差し引き、もしくは、加えたものといたします。</p> <p>（イ）基本料金 基本料金は、別表1-1（契約種別および料金）によることとします。ただし、使用する電力が全くない場合には、基本料金は半額といたします。</p> <p>（ロ）電力量料金 電力量料金は、別表1-1（契約種別および料金）によることとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>（3）従量電灯および低圧電力 イ. 適用範囲 LLプランが適用されない対象建物に居住されるお客さま、LLプランが適用される対象建物に居住される場合でLLプランを希望されないお客さま、および共用部分については、電灯需要および電力需要それぞれを適用いたします。なお、契約電流が60アンペア以下の場合には従量電灯B（関西電力管轄地域については従量電灯A）として、60アンペアを超える場合には従量電灯C（関西電力管轄地域については従量電灯B）として、別表1-1（契約種別および料金）によることとします。</p> <p>ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、従量電灯にあつては交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、低圧電力にあつては交流三相3線式標準電圧200ボルトといたします。また、周波数は、標準周波数50ヘルツ（西日本エリアについては60ヘルツ）といたします。</p> <p>ハ. 契約電流、契約容量ならびに契約電力 （イ）従量電灯Bの契約電流（アンペア）は別表1-1（契約種別および料金）のいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。この場合、当社は契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限されている場合等契約を超えるおそれがないと認められる場合、電流制限機能付き電力量計が設置されている場合には、当社は電流制限器等を取り付けないことがあります。</p> <p>（ロ）従量電灯Cの契約容量（キロボルトアンペア）は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1-4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定いただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>第6条 システム利用料金 システム利用料金は、各契約メニュー毎に各電力会社が規定する電力料金に、95パーセントを乗じた料金といたします。（ただし、共用設備の動力は除きます。） *95パーセントの数値は、当該地域の電力会社の料金体系等の見直しに伴い、予めお客様へご案内の上変更（増減）する場合があります。</p> <p>第3章. 料金の算定および支払い</p> <p>第7条 システム利用料金定期開始時期 システム利用料金は、システム利用開始の日から適用いたします。</p> <p>第8条 検針日 検針日は実際に検針を行った日といたします。</p> <p>第9条 システム利用料金算定期間 料金の算定期間は算定月の1日から月末日までの期間といたします。ただし、システム利用を開始し、またはシステム利用契約が消滅した場合の算定期間は、利用開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>第10条 システム利用量等の計算</p>	<p>(ハ) 低圧電力の契約電力は、契約負荷設備をあらかじめ設定していただいたうえで、電力会社の規定に準じて算定いたします。</p> <p>二 料金 従量電灯および低圧電力の料金は、電力会社の規定に準じて算定いたします。</p> <p>第6条 システム利用料金 システム利用料金は、5条により算定された料金に、95パーセントを乗じた料金といたします。ただし、95パーセントの数値は、電力会社の料金体系等の見直しに伴い、あらかじめお客様へご案内のうえ、変更（増減）させていただきます場合があります。</p> <p>第3章. 料金の算定および支払い</p> <p>第7条 システム利用料金適用開始時期 システム利用料金は、システム利用開始の日から適用いたします。</p> <p>第8条 検針日 検針日は実際に検針を行った日といたします。</p> <p>第9条 システム利用料金算定期間 料金の算定期間は算定月の1日から月末日までの期間といたします。ただし、システム利用を開始し、またはシステム利用契約が消滅した場合の算定期間は、利用開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>第10条 システム利用量等の計算</p>	<p>(ハ) 低圧電力の契約電力（キロワット）は、契約負荷設備をあらかじめ設定していただいたうえで、別表1-4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定いたします。</p> <p>二. 料金 料金は、別表1-1（契約種別および料金）その1月の基本料金、電力量料金および別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整額）を差し引き、もしくは、加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、別表1-1（契約種別および料金）によることといたします。ただし、使用する電力が全くない場合には、基本料金は半額といたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、別表1-1（契約種別および料金）によることとし、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <p>(ハ) 最低月額料金 従量電灯Bを契約された場合、(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金の合計が別表1-1（契約種別および料金）における最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別表1-1（契約種別および料金）における最低月額料金および別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整額）を差し引き、もしくは、加えたものといたします。</p> <p>第10条 料金の変更 料金は別表1-1（契約種別および料金）にもとづき算定いたします。ただし、料金につきましては、あらかじめお客様へご案内のうえ、変更（増減）させていただく場合があります。</p> <p>第4章. 料金の算定および支払</p> <p>第11条 料金の適用開始の時期 (1) 料金は、当社が申込書を承諾した後、原則として、お客様が申込書に記入されたご利用開始日もしくはお客様が利用を開始した日のいずれか早い日またはお客様と当社で別に定める期日（以下「適用開始日」といいます。）より適用いたします。 (2) あらかじめ当社所定の申込書を提出されたお客様については、適用開始前に開始延期の申入れがあった場合およびお客様の責めとならない理由によって提供が開始されない場合を除き、利用の有無にかかわらず申込書に記載されたご利用開始日より料金は適用いたします。</p> <p>第12条 検針日 検針日は実際に検針を行った日といたします。なお、検針とは、当社が設置する専用のネットワークを通じた遠隔操作により、お客様のご利用情報をデータとして収集する行為を含みます。</p> <p>第13条 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、本サービスの提供を開始し、または本契約が消滅した場合の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>第14条 使用電力量の計算</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成26年3月3日
適用開始日 平成26年4月1日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>(1) システム利用量の計量は、検定付電力量計により算定いたします。なお、電力量計は、1年に1回校正いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。 イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ロ. 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 計量器を取り替えた場合は、料金の算定期間におけるシステム利用量は（4）の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量したシステム利用量を合算して得た値とします。</p> <p>(4) 計量器の故障等によってシステム利用量を正しく計量できなかった場合は、料金の算定期間のシステム利用量は電力会社の規定に準じて、お客様と当社との協議によって定めます。</p>	<p>(1) システム利用量の計量は、電力量計により算定いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。 イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ロ. 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 計量器を取り替えた場合は、料金の算定期間におけるシステム利用量は（4）の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量したシステム利用量を合算して得た値といたします。</p> <p>(4) 計量器の故障等によってシステム利用量を正しく計量できなかった場合は、料金の算定期間のシステム利用量は電力会社の規定に準じて、お客様と当社との協議によって定めます。</p>	<p>(1) 使用電力量は、計量器（電力量計等）により計量いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。 イ. 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ロ. 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 計量器を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。</p> <p>(4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、別表4（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p>第11条 システム利用料金の算定</p> <p>(1) システム利用料金は、次の場合を除き料金の算定期間をひと月として算定いたします。 イ. システムの利用を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、またはシステム利用契約が消滅した場合。 ロ. 契約メニュー、契約負荷設備、契約容量、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことによりシステム利用料金に変更があった場合。</p> <p>(2) 料金はシステム利用契約毎に各契約メニューにより当該地域の各電力会社が規定する電気料金に95パーセントを乗じて算定いたします。（ただし、共用設備の動力は除きます。）なお、95パーセントの数値は当該地域の電力会社の料金体系等の見直しに伴い、予めお客様へご案内の上変更（増減）する場合があります。</p>	<p>第11条 システム利用料金の算定</p> <p>システム利用料金は、次の場合を除き料金の算定期間を1月として算定いたします。 イ. システムの利用を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、またはシステム利用契約が消滅した場合。 ロ. 契約メニュー、契約負荷設備、契約容量、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことによりシステム利用料金に変更があった場合。</p>	<p>第15条 料金の算定</p> <p>(1) 利用料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定いたします。 イ. 利用を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、またはサービス利用契約が消滅した場合。 ロ. 契約メニュー、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより利用料金に変更があった場合。</p> <p>(2) 利用料金は、本契約ごとに別表1-1（契約種別および料金）に定める契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>第12条 日割計算</p> <p>(1) 当社は第11条（システム利用料金の算定）（1）イ、ロの場合は当該地域の電力会社の規定に準じてシステム利用料金を算定いたします。</p> <p>(2) 第11条（システム利用料金の算定）（1）イ.の場合により日割り計算をするときは、日割り計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、第11条（システム利用料金の算定）（1）ロ.の場合により日割り計算をするときは、変更後の料金は、変更前の料金を用いて算定いたします。</p>	<p>第12条 日割計算</p> <p>(1) 当社は第11条（システム利用料金の算定）イ、ロの場合は電力会社の規定に準じてシステム利用料金を算定いたします。</p> <p>(2) 第11条（システム利用料金の算定）イ.の場合により日割り計算をするときは、日割り計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、第11条（システム利用料金の算定）ロ.の場合により日割り計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から算定いたします。</p>	<p>第16条 日割計算</p> <p>(1) 第15条（料金の算定）イ.、ロ.の場合は、次により料金を算定いたします。 イ. 基本料金および最低月額料金は、別表5（日割計算の基本算定）（1）イ.により日割計算をいたします。 ロ. 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5（日割計算の基本算式）（1）ハ.により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表5（日割計算の基本算式）（1）ロ.により日割計算をいたします。 ハ. 別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5（日割計算の基本算式）（1）ニ.により算定いたします。 ニ. イ.、ロ.およびハ.によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 第15条（料金の算定）イ.の場合により日割計算をするときは、日割計算対象には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、第15条（料金の算定）ロ.の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表5（日割計算の基本算式）（1）イ.により算定いたします。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>史のめつに日から適用いしませ。</p>	<p>から適用いしませ。</p>	<p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
<p>第13条 料金の支払い義務および支払い期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払い義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ. 支払い義務の発生日は、毎月の検針日といたします。</p> <p>ロ. システム利用契約が消滅した場合は、消滅日以降に当社が計量値を確認した日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払い期日に支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、当社で設定する毎月の口座引き落とし日といたします。</p>	<p>第13条 料金の支払い義務および支払い期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払い義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ. 支払い義務の発生日は、毎月の検針日といたします。</p> <p>ロ. システム利用契約が消滅した場合は、消滅日以降に当社が計量値を確認した日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払い期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、当社で設定する毎月の口座引き落とし日といたします。</p>	<p>第17条 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ. 支払義務の発生日は、毎月の検針日といたします。</p> <p>ロ. 本契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて本契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日から起算して25日目といたします。</p> <p>イ. 当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行った場合または検針を行ったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日から起算して25日目といたします。</p> <p>ロ. お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日から起算して25日目といたします。</p> <p>ハ. 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合には、さらに1日延伸いたします。</p>
<p>第14条 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度契約申込み時に口座振替設定していただいたお客様の預金口座から振替えて回収代行会社へお支払いいただきます。</p> <p>(2) 毎月のシステム利用料金から、口座振替割引額として50円を差し引きます。ただし、当該月におけるシステム利用料金が50円を下回らない場合に適用いたします。</p>	<p>第14条 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>イ. お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ. お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客様が料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ. (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ. (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p>	<p>第18条 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の請求収納業務を行う当社において、または当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。ただし、当社が別途指定する場合には、他の方法によることとします。</p> <p>なお、当社が指定した金融機関等を通じて行われる料金の支払いは、次のいずれかによります。</p> <p>イ. 口座振替によるお支払い お客様が指定する口座から毎月継続的かつ自動的に振り返ることにより、当社指定の回収代行委託会社にお支払いいただく方法です。 当社所定の申込書により、あらかじめ当社まで申し出ていただきます。 なお、支払期日に引き落としができなかった場合には、(ロ)により対象となる料金について別途発行する請求書兼払込取扱票により、当社設定の支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>ロ. 請求書兼払込取扱票によるお支払い 当社からお送りする所定の請求書兼払込取扱票により、当社指定の金融機関またはコンビニエンスストアにてお支払いいただく方法です。</p> <p>ハ. クレジットカードによるお支払い お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる方法です。 当社所定の申込書により、あらかじめ当社まで申し出ていただきます。 なお、クレジットカード支払いをお申し込みのお客さまで、クレジットカード番号、有効期限等が変更となる場合には、改めて新規のお申し込みが必要となります。</p> <p>(2) お客様が料金を(1)イ、ロ、またはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ. (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ. (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ. (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>(3) 支払期日に引き落としができなかった場合は、対象となる料金、翌月の料金、および第15条（延滞利息）で定める利息の合計額を翌月の支払期日に支払っていただきます。</p> <p>第15条 延滞利息</p> <p>(1) 当社の責めとならない理由で、支払期日にお客様の口座からシステム利用料金が引き落としできない場合は、延滞利息を適用いたします。</p> <p>(2) 延滞利息は、算定の対象となるシステム利用料金に年10パーセントの割合を乗じた額といたします。（対象金額 x 10パーセント x 1 / 365 x 適用日数）</p> <p>(3) 延滞利息の適用日数は、当月の支払期日の翌日から起算します。ただし支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合、延滞利息を徴収いたしません。</p>	<p>(3) 料金は、支払い義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(4) お客様の責となる事由により、支払期日に引き落としができなかった場合は、対象となる料金、翌月の料金、及び第15条（延滞利息）で定める利息の合計額を翌月の支払期日に支払っていただきます。</p> <p>第15条 延滞利息</p> <p>(1) お客様がシステム利用料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、延滞利息を申し受けます。</p> <p>(2) 延滞利息は、算定の対象となるシステム利用料金から消費税相当額（消費税の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます）を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年を含む期間についても、年間365日あたりの割合といたします）を乗じて算定し、えた額といたします。</p> <p>(3) 延滞利息の適用日数は、当月の支払期日の翌日から起算します。ただし支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合、延滞利息を徴収いたしません。</p>	<p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払い義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 料金の支払い方法については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の同意を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとにお支払いいただくことがあります。</p> <p>(6) 料金については、当社は、お客様がご希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金については利息を付しません。</p> <p>第19条 支払限度日および延滞利息、保証金</p> <p>(1) 支払限度日および延滞利息</p> <p>イ. お客様が料金を、支払義務発生日より起算して50日（以下「支払限度日」といいます。）以内にお支払いいただけない場合には、支払限度日の翌日より実際にお支払いいただいた日までの経過日数に応じて、延滞利息を申し受けます。ただし、支払限度日の翌日から10日以内に支払われた場合には、この限りではありません。</p> <p>ロ. 延滞利息は、算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび別表2（国または地方公共団体等による賦課金等）を差し引いた金額に、年10パーセントの割合（閏年を含む期間についても、年間365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>別表2による賦課金等 x 消費税率 / (100 + 消費税率)</p> <p>ハ. 延滞利息は、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。ただし、直後の支払義務が発生する料金へ合算することができない場合には、その次に発生する支払義務料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(2) 保証金 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、提供の開始もしくは再開に先立って、または提供継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ. お客様が料金を、支払限度日を過ぎてもなお支払われない場合</p> <p>ロ. お客様が料金を、2ヶ月続けて支払期日までに支払われない場合</p> <p>ハ. 新たに本利用を申込み、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の本契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を相当の期日が過ぎてもなお支払われない場合 (ロ) 支払限度日を過ぎてもなお料金が支払われないことが予想される場合</p> <p>ニ. 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況等を勘案して算定いたします。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>(4) お支払いの期限を大幅に過ぎてもシステム利用料金の口座引き落としができない場合は、あらかじめお知らせしたうえで、ご利用をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>第4章. 使用およびシステム提供 第16条 適正契約の保持 当社は、お客様とのシステム利用契約が利用状態に比べて不適当と認められる場合には速やかに契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>第17条 需要場所への立ち入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合正当な理由が無い限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は身分を確認できるものを提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点にいたるまでの当社のシステム提供設備または計量器等、需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、または検査</p> <p>(2) 第35条（保安に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、負荷設備その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の点検および計量値の確認</p> <p>(5) システムの利用開始、契約の変更もしくは終了等に必要なお客様の業務、または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>第18条 システム提供の停止</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <p>イ. お客様が原因で生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ. 需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して当社に重大損害を与えた場合</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ. お客様がふた月続けて支払期日までにシステム利用料金を支払われない場合</p> <p>ロ. システム利用規定によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事負担金等）を支払われない場合</p>	<p>(4) お支払いの期限を大幅に過ぎてもシステム利用料金の口座引き落としができない場合は、あらかじめお知らせしたうえで、システムのご利用をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>第4章. 使用およびシステム提供 第16条 適正契約の保持 当社は、お客様とのシステム利用契約が利用状態に比べて不適当と認められる場合には速やかに契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>第17条 需要場所への立ち入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合正当な理由が無い限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は身分を確認できるものを提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点にいたるまでの当社のシステム提供設備または計量器等、需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、または検査</p> <p>(2) 第35条（保安に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、負荷設備その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の点検および計量値の確認</p> <p>(5) システムの利用開始、契約の変更もしくは終了等に必要なお客様の業務、または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>第18条 システム提供の停止</p> <p>(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <p>イ. お客様が原因で生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ. 需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して当社に重大損害を与えた場合</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ. お客様がふた月続けて支払期日までにシステム利用料金を支払われない場合</p> <p>ロ. システム利用規定によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事負担金等）を支払われない場合</p>	<p>ホ. 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>ハ. 当社は、サービス利用契約が消滅した場合またはお客さまが支払限度日が経過してもなおお支払いいただかなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当いたします。</p> <p>また、あらためて（2）によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>ト. 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>第5章. 使用およびシステム提供 第20条 適正契約の保持 当社は、お客さまとの本契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p> <p>第21条 需要場所への立ち入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、身分を確認できるものを提示いたします。</p> <p>(1) 本サービス利用地点にいたるまでの当社の設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修、または検査</p> <p>(2) 第39条（保安に対するお客さまの協力）によって必要とされるお客さまの電気工作物の検査等</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の点検および計量値の確認</p> <p>(5) その他この利用規約約款によって、サービス利用契約の成立、変更もしくは終了等に必要なお客さまの業務または当社の電気工作物にかかわる保安のために必要な業務</p> <p>第22条 サービス提供の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>イ. お客さまが原因で生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ. 本サービス利用地点にいたるまでの当社の設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して当社に重大な損害を与えた場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまについて本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>なお、この場合には、提供停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ. お客さまが料金を、支払限度日を過ぎてもなお支払われない場合</p> <p>ロ. お客さまが料金を、2ヶ月続けて支払期日までに支払われない場合</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社が警告してもその旨を改めない場合には、当社はそのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 <p>二. 第17条（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合。</p> <p>(4) お客様がその他このシステム利用規定に反した場合には、当社は、そのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p>	<p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社が警告してもその旨を改めない場合には、当社はそのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 <p>二. 第17条（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合。</p> <p>(4) お客様がその他このシステム利用規定に反した場合には、当社は、そのお客様についてシステムの提供を停止することがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハ. 他のサービス利用契約（既に消滅しているものを含まず。）の料金を、支払限度日を過ぎてもなお支払われない場合 ニ. 本約款によって支払いを要することとなった利用料金以外の債務（延滞利息、保証金、工事費負担金その他の本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社が警告してもその旨を改めない場合には、当社はそのお客様についてサービスの提供を停止することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 <p>二. 第21条（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合</p> <p>(4) お客様がその他本約款に反した場合には、当社は、そのお客様についてサービスの提供を中止することがあります。</p>
<p>第19条 システム提供停止の解除</p> <p>第18条（システム提供の停止）によってシステムの提供を停止した場合で、お客様によりシステム提供停止の理由が解消された場合は、速やかにシステム提供を再開します。</p>	<p>第19条 システム提供停止の解除</p> <p>第18条（システム提供の停止）によってシステムの提供を停止した場合で、お客様によりシステム提供停止の理由が解消された場合は、速やかにシステム提供を再開します。</p>	<p>第23条 サービス提供停止の解除</p> <p>(1) 第22条（サービス提供の停止）によってサービスの提供を停止した場合で、お客様により提供停止の理由を解消し、かつその事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、次の場合を除き、速やかにサービスの提供を再開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 非常変災の場合 ロ. 対応時間 9:00～17:00（土日祝祭日、年末年始は除きます。）以外の場合で、係員の配置等の事情により、やむを得ないとき。 ハ. その他特別の事情がある場合 <p>(2) (1)ロ.にもかかわらず、お客様のご要望により当社において特段の費用を負担することにより提供再開が可能な場合には、特別に対応することがあります。なお、この場合に要した実際の費用につきましては、工事費としてお客様から申し受けます。</p>
<p>第20条 システム提供停止期間中の料金</p> <p>第18条（システム提供の停止）によりシステム利用を停止した場合には、その停止期間中の月額料金は日割計算して、システム利用料金を算定いたします。ただし従量電灯のお客様については、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>第20条 システム提供停止期間中の料金</p> <p>第18条（システム提供の停止）によりシステム利用を停止した場合には、その停止期間中の月額料金は日割計算して、システム利用料金を算定いたします。ただし従量電灯のお客様については、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>第24条 サービス停止期間中の料金</p> <p>第22条（サービス提供の停止）により本サービスを停止した場合であっても、当社は、その停止期間中についても基本料金または最低月額料金を増減することなく、申し受けます。</p>
<p>第21条 違約金</p> <p>(1) お客様が第18条（システム提供の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額に消費税相当額を加えた金額を違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、このシステム利用規定に定められたシステム提供条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。算定した金額には消費税は含みません。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>第21条 違約金</p> <p>(1) お客様が第18条（システム提供の停止）(3)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額に消費税相当額を加えた金額を違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、このシステム利用規定に定められたシステム提供条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。算定した金額には消費税は含みません。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合に、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>第25条 違約金</p> <p>(1) お客様が第22条（サービス提供の停止）(3)ロ.またはハ.に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた料金の3倍に相当する金額に消費税等相当額を加えた金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この利用契約約款に定められたサービス利用条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、算定した金額には消費税等相当額は含みません。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合には、6ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>第22条 システム提供の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、システム提供時間中にシステムの提供を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ. 電気供給事業者の電気工作物の故障や工事等により、システムの提供上やむをえない場合</p> <p>ロ. 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ハ. 当社の電気工作物の修繕変更その他の工事上やむを得ない場合</p> <p>ニ. 非常変災の場合</p> <p>ホ. その他保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第22条 システム提供の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、システム提供期間中にシステムの提供を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ. 電気供給事業者の電気工作物の故障や工事等により、システムの提供上やむをえない場合</p> <p>ロ. 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ハ. 当社の電気工作物の修繕変更その他の工事上やむを得ない場合</p> <p>ニ. 非常変災の場合</p> <p>ホ. その他保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第26条 サービス提供の中止または利用の制限もしくは中止</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、契約期間中にサービスの提供を中止し、またはお客さまによる利用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>イ. 法定で定められた保安点検を実施するうえで停電をともなう作業が必要な場合</p> <p>ロ. 電力会社等が電気供給の中止または使用の制限もしくは中止した場合</p> <p>ハ. 当社または電力会社等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>ニ. 当社または電力会社等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合</p> <p>ホ. 非常変災の場合</p> <p>ハ. その他保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1) の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第23条 制限または中止の料金割引</p> <p>当社は、第22条（システム提供の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって、システムの提供を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当該地域の電力会社の規定に準じた割引を行います。ただし、原因がお客様の責めにある場合には割引は適用いたしません。</p>	<p>第23条 制限または中止の料金割引</p> <p>当社は、第22条（システム提供の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって、システムの提供を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、電力会社の規定に準じた割引を行います。ただし、原因がお客様の責めにある場合には割引は適用いたしません。</p>	<p>第27条 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、第26条（サービス提供の中止または利用の制限もしくは中止）（1）によって、サービスの提供を中止し、または利用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行います。ただし、その原因がお客さまの責めにある場合、法規法令にもとづく定期点検にともなう停止の場合には、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ. 割引の対象 割引の対象は基本料金といたします。 ただし、第15条（料金の算定）（1）イ.、ロ.の場合、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ. 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに、イ. 基本料金の4パーセントといたします。</p> <p>ハ. 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</p> <p>(2) (1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、1月につき1日に限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p>
<p>第24条 損害賠償の免責</p> <p>(1) 第22条（システム提供の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によってシステムの提供を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でそれが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 第18条（システム提供の停止）に伴いシステム提供を中止した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社はお客様が受けた損害についての賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 漏電その他の事故が生じた場合で、その原因が当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、お客様が受けた損害についての賠償の責めを負いません。</p>	<p>第24条 損害賠償の免責</p> <p>(1) 第22条（システム提供の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によってシステムの提供を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でそれが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 第18条（システム提供の停止）に伴いシステム提供を中止した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社はお客様が受けた損害についての賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 漏電その他の事故が生じた場合で、その原因が当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、お客様が受けた損害についての賠償の責めを負いません。</p>	<p>第28条 損害賠償の免責</p> <p>(1) 第26条（サービス提供の中止または利用の制限もしくは中止）（1）によってサービスの提供を中止し、またはシステムの利用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 第22条（サービス提供の停止）にともないサービス提供を停止した場合または第34条（解約等）によって本契約を解約した場合もしくは本契約が終了した場合には、当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、その原因が当社の責めとされない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>第25条 設備の賠償 お客様が故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能な場合 帳簿価額と取替工事との合計額</p>	<p>第25条 設備の賠償 お客様が故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能な場合 帳簿価額と取替工事との合計額</p>	<p>第29条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能な場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能な場合 帳簿価額、代替品に関する価額および取替工事費用との合計額</p>
<p>第5章. 契約の変更および終了</p>	<p>第5章. 契約の変更および終了</p>	<p>第6章. 契約の変更および終了</p>
<p>第26条 システム利用契約の変更 お客様がシステム利用契約の変更を希望される場合は、第1章（契約の申込み）に定める新たにシステム利用契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p>第26条 システム利用契約の変更 お客様がシステム利用契約の変更を希望される場合は、第1章（契約の申込み）に定める新たにシステム利用契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p>第30条 本契約の変更 お客さまが本契約の変更を希望される場合は、第5条（1）（契約の申し込み）に定める新たな本契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
<p>第27条 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまでシステム利用されていたお客様の当社に対するシステム利用についての全ての権利義務を受け継ぎ、引き続きシステム利用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文章により申し出ていただきます。</p>	<p>第27条 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまでシステム利用されていたお客様の当社に対するシステム利用についての全ての権利義務を受け継ぎ、引き続きシステム利用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社所定の様式により申し出ていただきます。</p>	<p>第31条 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本サービスの提供を受けていたお客さまのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービス提供を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。</p>
<p>第28条 システム利用契約の廃止</p> <p>(1) お客様がシステム利用を廃止しようとする場合は、あらかじめ廃止期日を定め、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>(2) システム利用契約は第30条（解約等）および次の場合をのぞき、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ. 当社がお客様の廃止通知を廃止期日以降受けた場合は、通知を受けた日にシステム契約が消滅するものといたします。</p> <p>ロ. 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除く）によりシステム利用を終了させるための処置ができない場合は、システム利用契約はシステム利用を終了させるための処置が可能になった日に消滅するものといたします。</p>	<p>第28条 システム利用契約の廃止</p> <p>(1) お客様がシステム利用を廃止しようとする場合は、あらかじめ廃止期日を定め、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>(2) システム利用契約は第30条（解約等）および次の場合をのぞき、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ. 当社がお客様の廃止通知を廃止期日以降受けた場合は、通知を受けた日にシステム契約が消滅するものといたします。</p> <p>ロ. 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除く）によりシステム利用を終了させるための処置ができない場合は、システム利用契約はシステム利用を終了させるための処置が可能になった日に消滅するものといたします。</p>	<p>第32条 お客さまからのシステム利用契約の終了</p> <p>(1) お客さまが本サービスの利用を終了しようとする場合は、あらかじめ期日を定め、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了希望期日に本契約を終了させるための適当な処置を行います。</p> <p>(2) 本契約は第34条（解約等）および次の場合をのぞき、お客さまが当社に通知された期日に終了いたします。</p> <p>イ. 当社がお客さまの通知を終了希望期日以降に受けた場合は、通知を受けた日に本契約が終了したものといたします。</p> <p>ロ. 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により本契約を終了させるための処置ができない場合は、終了させるための処置が可能になった日に終了するものといたします。</p>
<p>第29条 システム利用開始後のシステム利用契約の廃止または変更 お客様（従量電灯Bのお客様を除きます。）が当該マンション（集合住宅）から移転する場合を除き、システム利用開始または契約変更後、一年に満たないでシステム利用廃止、もしくは契約容量または契約電力の減少をしようとする場合には、当該地域の電力会社の規定に準じてシステム利用料金および工事費をお客様に清算していただきます。</p>	<p>第29条 システム利用開始後のシステム利用契約の廃止または変更</p> <p>(1) お客様（従量電灯Bのお客様を除きます。）が当該マンション（集合住宅）から移転する場合を除き、システム利用開始または契約変更後、一年に満たないでシステム利用廃止、もしくは契約容量または契約電力の減少をしようとする場合には、電力会社の規定に準じてシステム利用料金および工事費をお客様に清算していただきます。</p>	<p>第33条 システム利用開始後の本契約の終了または変更</p> <p>(1) お客さま（LLプランおよび従量電灯Bのお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで本契約を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、本契約の終了または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに清算していただきます。ただし、対象建物から移転する場合は除きます。</p> <p>イ. 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで本契約を終了しようとする場合（イ）当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日からその利用を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって別表1-1（契約種別および料金）の臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
	<p>(2) お客様がLLプランの適用を希望されない場合には、料金メニューの変更を当社に申し出ていただけます。この場合、当社はアンペアブレーカーを取り付け、システム利用料金は電力会社が規定する料金メニューの金額に95%を乗じた金額となります。また、料金メニューの変更については電力会社の規定に準じて取り扱いますが、お客様が、再びLLプランへ変更される場合については、当社は所定の工事料金を申し受けます。</p>	<p>(ロ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した供給設備について、別表1-3（工事費の負担）臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ロ. 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで本契約を終了しようとする場合 (イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日からその利用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量または契約電力分につきさかのぼって別表1-1（契約種別および料金）臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比で按分して得たものいたします。</p> <p>(ハ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、別表1-3（工事費の負担）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>ハ. 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合 (イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって別表1-1（契約種別および料金）の臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比で按分して得たものいたします。</p> <p>(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、別表1-3（工事費の負担）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>二. 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合 (イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量または契約電力分といたします。）につきさかのぼって別表1-1（契約種別および料金）の臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比で按分して得たものいたします。</p> <p>(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、別表1-3（工事費の負担）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) 電流制限器等の取付けと取外し イ. LLプランをご利用中のお客さまが、従量電灯への契約種別変更を希望される場合、その旨を当社に申し出ていただけます。この場合、当社は電流制限器を取り付け、別表1-1（契約種別および料金）に定める契約種別の料金を適用して算定いたします。このとき、実費相当額を申し受けます。 ロ. 従量電灯ご利用中のお客さまが、LLプランへの契約種別変更を希望される場合、その旨を当社に申し出ていただけます。この場合、当社は電流制限器を取り外し、別表1-1（契約種別および料金）に定める契約種別の料金を適用して算定いたします。このとき、実費相当額を申し受けます。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>第30条 解約等</p> <p>(1) 第18条（システム提供の停止）によってシステムの提供を停止されたお客様が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社はシステム利用契約を解約することができます。なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。</p> <p>(2) お客様が、第28条（システム利用契約の廃止）</p> <p>(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかかな場合には、当社がシステム提供を終了させるための処置をおこなった日にシステム利用契約は消滅するものと致します。</p>	<p>第30条 解約等</p> <p>(1) 第18条（システム提供の停止）によってシステムの提供を停止されたお客様が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社はシステム利用契約を解約することができます。なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。</p> <p>(2) お客様が、第28条（システム利用契約の廃止）</p> <p>(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかかな場合には、当社がシステム提供を終了させるための処置をおこなった日にシステム利用契約は消滅するものといたします。</p>	<p>第34条 解約等</p> <p>(1) 第22条（サービス提供の停止）によって本サービスの提供を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は本契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。</p> <p>(2) お客様が、第32条（サービス利用契約の終了）(1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、システムを利用されていないことが明らかかな場合には、当社がシステム利用を終了させるための処置を行った日に本契約は終了するものといたします。</p>
<p>第31条 システム利用契約消滅後の債権債務期間</p> <p>システム利用期間中の料金その他の債権債務は、システム利用契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>第31条 システム利用契約消滅後の債権債務期間</p> <p>システム契約期間中の料金その他の債権債務は、システム利用契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>第35条 本契約消滅後の債権債務関係</p> <p>契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によっては消滅いたしません。</p>
<p>第32条 本サービスの終了</p> <p>本サービスは、当該地域の電力会社の現行料金体系が変化しない限り継続いたしますが、大幅な料金体系の見直しが行なわれ、本サービスの提供が維持できない状況が発生した場合には、あらかじめお客様にご案内した上で本サービスを終了いたします。なお、この場合当社が責任を持って電力会社と対応し、遅延なく電力会社からの電気供給へ切替えることといたします。また、電力会社に切替えるために必要な一切の費用については、当社が負担するものとします。ただし、お客様から本サービスの終了を希望される場合は、電力会社へ切替えるために必要な一切の費用については、お客様の負担となります。</p>	<p>第32条 本サービスの終了</p> <p>本サービスは、電力会社の現行料金体系が変化しない限り継続いたしますが、大幅な料金体系の見直しが行なわれ、本サービスの提供が維持できない状況が発生した場合には、あらかじめお客様にご案内した上で本サービスを終了いたします。なお、この場合当社が責任を持って電力会社と対応し、遅延なく電力会社からの電気供給へ切替えることといたします。また、電力会社に切替えるために必要な一切の費用については、当社が負担するものといたします。ただし、お客様から本サービスの終了を希望される場合は、電力会社へ切替えるために必要な一切の費用については、お客様の負担となります。</p>	<p>第36条 本サービスの終了</p> <p>(1) 原契約が終了した場合には、本サービスも終了するものといたします。</p> <p>(2) 大幅な料金体系の見直し等により本サービスの提供が維持できない場合は、あらかじめお客様にその旨連絡した上で、原契約および本サービスを終了できるものといたします。ただし、この場合、当社は当社の責任で、お客様が引き続き支障なく電力使用が可能となるよう電力会社等との対応を行うものといたします。この場合、電力会社等に切替えるために合理的に必要な一切の費用については、当社が負担することといたします。</p> <p>(3) お客様または建物代表者からのお申し出により本サービスを終了させる場合、電力会社等への切替えに必要な一切の費用および、当社においてこれまでに現に発生した一切の費用および終了にともない新たに発生する撤去費用等を合理的に算定の上、お客様に負担していただきます。</p>
<p>第6章. 保安</p> <p>第33条 保安の責任</p> <p>当社は、需給地点に至るまでのシステム提供設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について保安の責任を負います。</p>	<p>第6章. 保安</p> <p>第33条 保安の責任</p> <p>当社は、需給地点に至るまでのシステム提供設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について保安の責任を負います。</p>	<p>第7章. 保安</p> <p>第37条 保安の責任</p> <p>当社は、対象建物に施設される当社の電気工作物について保安の責任を負います。</p>
<p>第34条 調査に対するお客様の協力</p> <p>お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社に通知し</p>	<p>第34条 調査に対するお客様の協力</p> <p>お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社に通知し</p>	<p>第38条 調査</p> <p>(1) 当社は法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、身分を確認できるものを提示いたします。</p> <p>(2) 調査は、次の事項について行います。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。</p> <p>イ. 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定</p> <p>ロ. 設置抵抗値の測定</p> <p>ハ. 点検</p> <p>(3) 当社は、(1) の調査の結果、技術基準に適合していると認められるときはその旨を、適合していないと認められるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客様にお知らせいたします。</p> <p>(4) 当社は、調査の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。</p>
<p>第34条 調査に対するお客様の協力</p> <p>お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。</p>	<p>第34条 調査に対するお客様の協力</p> <p>お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。</p>	<p>第39条 調査に対するお客様の協力</p> <p>(1) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。</p>

マンション「電力提供サービス」利用規定の改定（約款）に伴う新旧対比表

発布日 平成**26**年**3**月**3**日
適用開始日 平成**26**年**4**月**1**日

【旧】現行規定（青表紙版）	【旧】現行規定（橙表紙版；LLプラン）	【新】約款（改定内容）
<p>ていただきます。</p> <p>第35条 保安に対するお客様の協力</p> <p>(1) 次の場合にはお客様から速やかにその旨を通知していただきます。この場合には、当社は直ちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ. お客様が計量器等その他の需要場所内の当社の電気工作物に異常もしくは故障があり、または、異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合</p> <p>ロ. お客様が、お客様の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社のシステム提供設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合</p> <p>(2) お客様が当社のシステム提供設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社はお客様にその内容の変更をしていただくことがあります。</p>	<p>ていただきます。</p> <p>第35条 保安に対するお客様の協力</p> <p>(1) 次の場合にはお客様から速やかにその旨を通知していただきます。この場合には、当社は直ちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ. お客様が計量器等その他の需要場所内の当社の電気工作物に異常もしくは故障があり、または、異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合</p> <p>ロ. お客様が、お客様の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社のシステム提供設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合</p> <p>(2) お客様が当社のシステム提供設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社はお客様にその内容の変更をしていただくことがあります。</p>	<p>(2) 当社は、第37条（調査）（1）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾を得て電気工作物の配線図等を提示していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、身分を確認できるものを提示いたします。</p> <p>第40条 保安に対するお客様の協力</p> <p>(1) 次の場合にはお客様からすみやかにその旨を通知していただきます。この場合には、当社は、直ちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ. お客様が、当社または電力会社等の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合</p> <p>ロ. お客様が、お客様の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または電力会社等の設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合</p> <p>(2) お客様が当社または電力会社等の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客様にその内容を変更していただくことがあります。</p> <p>第41条 全般</p> <p>(1) 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものといたします。</p> <p>(2) 本約款から生じ、または関連するいかなる裁判上の紛争についても、東京地方裁判所を第1番の専属的合意管轄裁判所といたします。</p> <p>(3) 本約款のいずれかの条項が法改正などにより法律に違反する状態になった場合もしくは法律に違反すると判断された場合であっても、当該条項および当該条項にもとづく当社の行為は、効力のある本約款の他の条項の趣旨を考慮するなどして、できる限り無効とならないように解釈するものといたします。</p> <p>(4) 本約款のいずれかの条項が無効と判断された場合においても、当該条項部分のみが無効となり、本約款の他の条項の有効性には影響を及ぼさないものといたします。</p> <p>(5) お客様が本約款に違反したことに対し、当社が本約款上の権利をすぐに行使しなかった場合であっても、そのことは当該違反または別の違反もしくはその後の違反について、当社の権利を放棄するものではありません。</p> <p>附則</p> <p>第1条 この利用契約約款の適用開始日 この利用契約約款は平成26年4月1日から適用いたします。</p>

別表

1 (料金表)

1-3 (工事費用等)

(1) 工事および工事費

計量器（電力量計等）の取付け	<p>第29条（設備の賠償）における標準工事費 1件あたり 40,000円（機器代金含む。帳簿価額は別途）をお申し受けいたします。 なお、作業時間及び移動時間の合計が3時間を超えた場合、対応時間 9:00～17:00（土日祝祭日、年末年始は除きます。）以外の緊急の場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用をお申し受ける場合がございます。</p>
電流制限器等の取付けおよび取外し	<p>標準工事費として1件あたり 15,000円をお申し受けいたします。 なお、作業時間及び移動時間の合計が3時間を超えた場合、対応時間 9:00～17:00（土日祝祭日、年末年始は除きます。）以外の緊急の場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用をお申し受ける場合がございます。</p>
サービス提供停止の解除	<p>時間あたり基本費用を10,000円とし、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用をお申し受けします。</p>

(2) 工事費の負担

- ① 当社は、「電力提供サービス」の提供、変更および廃止に伴う工事費については、当社において特段の定めがない限り、管轄電力会社における電気供給約款等に準じて、お客さまにご負担いただきます。
- ② 管轄電力会社における諸規定の詳細につきまして、電力会社のホームページ等にてご確認ください。
- ③ 管轄電力会社が電気供給約款等を改定した場合、原則、当社におきましてもあらたな電気供給約款等に準じて対応いたします。

工事費の負担区分（当該地域の管轄電力会社における電気供給約款によります）	
工事費負担金等の名称	概要
一般供給設備の工事費負担金	<p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときに適用される工事費負担金</p>
特別供給設備の工事費負担金	<p>お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、かつ、当該電気を使用される前から引き続き電力会社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときに適用される工事費負担金</p>
供給設備を変更する場合の工事費負担金	<p>新たに電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合等に適用される工事費負担金</p>
臨時工事費	<p>臨時電灯または臨時電力によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設される場合に適用される工事費</p>

特別供給設備等の工事費の算定	特別供給設備の工事費負担金および供給設備を変更する場合の工事費負担金における算定 (1) 標準設計工事の場合 (2) 標準設計をこえる設計を希望される場合 など
----------------	--

別表

1 (料金表)

1-4 (契約容量および契約電力の算定方法)

(1) 契約電力の算定方法

- イ. 契約電力は 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は (3) (負荷設備の入力換算容量) によって換算するものとし、(イ) についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は (2) (契約容量および契約電力の算定方法) に準じて算定し、(ロ) の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ) によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- ロ. お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イ.にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、(3) 「契約容量および契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2) 契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯または低圧電力の算定方法ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします) を乗じます。

- イ. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 **2** 線式標準電圧**100**ボルトもしくは**200**ボルトまたは交流単相 **3** 線式標準電圧**100**ボルトおよび**200**ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × **1** / **1000**

なお、交流単相 **3** 線式標準電圧**100**ボルトおよび**200**ボルトの場合の電圧は、**200**ボルトといたします。

- ロ. 供給電気方式および供給電圧が交流 **3** 相 **3** 線式標準電圧**200**ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × **1.732** × **1** / **1000**

(3) 負荷設備の入力換算容量

1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ.、ロ.、ハ.およびニ.によります。

イ. けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ. ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ. スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ. 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50

60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

2) 誘導電動機

イ. 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率**100.0**パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35以下	-	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45以下	-	180	
65以下	-	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ. 3 相誘導電動機

換 算 容 量	
出力(馬力)	×93.3パーセント
出力(キロワット)	×125.0パーセント

3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が **2** 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルト ^{ピーク} ）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロワットアンペア）
治療用装置	95キロボルト ^{ピーク} 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルト ^{ピーク} 超過 100キロボルト ^{ピーク} 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルト ^{ピーク} 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルト ^{ピーク} 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルト ^{ピーク} 超過	500ミリアンペア以下	11
150キロボルト ^{ピーク} 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は 次の算式によって算定された値といたします

イ. 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ. イ. 以外の 場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

5) その他

- イ. **(1)**、**(2)**、**(3)** および **(4)** によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ. 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて **1** 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ. 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表

2 (国または地方公共団体等による賦課金等)

平成26年4月1現在

再生可能エネルギー発電促進賦課金	
定義	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金）をいいます。
単価	再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。
備考	再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細につきましては経済産業省資源エネルギー庁のホームページ（ http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/surcharge.html ）にてご確認いただけます。

別表

3 (燃料費調整)

燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値**1** キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均燃料価格は、**100**円単位とし、**100**円未満の端数は、**10**円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = \mathbf{A} \times \alpha + \mathbf{B} \times \beta + \mathbf{C} \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における**1** キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における**1** トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における**1** トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における**1** キロリットル当たりの平均原油価格、**1** トン当たりの平均液化天然ガス価格および**1** トン当たりの平均石炭価格の単位は、**1** 円とし、その端数は、小数点以下第**1** 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、**1** 銭とし、その端数は、小数点以下第**1** 位で四捨五入いたします。

(イ) **1** キロリットル当たりの平均燃料価格が下限燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{下限燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / \mathbf{1,000}$$

(ロ) **1** キロリットル当たりの平均燃料価格が下限燃料価格を上回り、かつ、上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{下限燃料価格}) \times \text{基準単価} / \mathbf{1,000}$$

(ハ) **1** キロリットル当たりの平均燃料価格が上限燃料価格を上回る場合平均燃料価格は、上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限燃料価格} - \text{下限燃料価格}) \times \text{基準単価} / \mathbf{1,000}$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

【係数表】

平成26年4月1現在

エリア										
係数	東京電力	北海道電力	東北電力	北陸電力	中部電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	沖縄電力
α	0.1970	0.3627	0.1152	0.2303	0.0445	0.2313	0.1543	0.2104	0.0848	0.2410
β	0.4435	0.0000	0.2714	0.0000	0.4282	0.3006	0.1332	0.0541	0.2323	0.0000
γ	0.2512	0.9473	0.7386	1.1441	0.5104	0.5039	0.9761	1.0558	0.8667	1.1282
下限燃料価格	44,200	32,200	31,400	21,900	29,500	38,800	26,000	26,000	26,500	25,100
上限燃料価格	66,300	48,300	47,100	32,900	44,300	58,200	39,000	39,000	39,800	37,700
基準単価	0.211	0.134	0.207	0.146	0.179	0.172	0.223	0.178	0.135	0.287

別表

4（使用電力量の協定）

使用電力量を協議によって定める場合は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力による場合

前月または前年同月の使用電力量 ÷ 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

ロ. 前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量 ÷ 前3月間の料金の算定期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器等に計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器等によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器等によって計量された使用電力量 ÷ 取替後の計量器等によって計量された期間の日数 × 協定の対象となる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器等の計量による場合

参考のために取り付けた計量器等によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 ÷ {100パーセント + (±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

別表

5 (日割計算の基本算式)

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ. 基本料金、最低料金、最低月額料金の料金を日割りする場合

1 月の該当料金 \times 日割計算対象日数 \div 検針期間の日数

ロ. LLプランおよび従量電灯の料金運用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) LLプランおよび従量電灯

第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 \times 日割計算対象日数 \div 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 \times 日割計算対象日数 \div 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ハ) (イ)第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量は、東京電力管轄内の場合であり、具体的な基準および単位については、管轄電力会社ごとに異なります。

ハ. 日数計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 第15条(料金の算定)(1)イ.の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 第15条(料金の算定)(1)ロ.の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 本サービスの提供を開始し、または利用契約が終了した場合の(1)イ.およびロ.にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ. 本サービスの提供を開始した日

開始日の直前のそのお客さまの属する対象建物の検針日から、本サービスの利用開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ. 利用契約が終了した場合

終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。